

広島県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定によって、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路企画課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一九一	路線番号	路線名		重要な経過地
	備後赤坂停車場線	福山市備後赤坂停車場	福山市一般国道二号交点	